松村春輔編輯

近世櫻田紀聞 貳輯 上

ヘ 13
3307
3

へ13
3307
3

明治八年十月出版

松村春輔著述

春雪奇談 近世櫻田紀聞 貳編 貳冊

東京 武田文永堂出板
書肆

養勇功除
邪謀忠在
滅私

松菊

大正十八年十九日
本大學出版部贈

赤穂の浪士らが仇をせんとい[illegible]人。
天乃[illegible]を得[illegible]なるべし。水戸の
浪士らが靜を刺さるゝ。天人の[illegible]う
[illegible]なるべし。ゆゑ[illegible]。此事[illegible]
[illegible]。切腹せ[illegible]。[illegible]
がめくな[illegible]。赤穂ふるい。[illegible]その[illegible]乃

為せ[illegible]。水戸ふるいを[illegible]乃
なるべし。今天の下乃大[illegible]。古[illegible]。
勢[illegible]のこいづ。四[illegible]
まで。それ及ぶ[illegible]て。更[illegible]
[illegible]べ[illegible]ん。[illegible]神の天[illegible]
事[illegible]。[illegible]。

赤穂のうを鞍いて魚はゆまで。雪のふる頃なれば。是そく力を雪こうはる雪なれども。水石の新を刺さるハ。春のうゝこて。雪の降づる時なるず。きるゝと雪を降しゝ。日の光も見ずゝ。うゝこうゝ雪ゝ。戦ふ蛙と学ぶうゝ多先生。天の此者を亡さんとし給

櫻田三八口八二

〈ふるこうゝぜうめやうゝ雪をはぐと
訓ミまゝ。むとゝせむ。おのづゝこの猫ちゝ
の色をうゝて。ふ茅の穂まで。そも名を消をゞ
所ひゝるゞあ所ゝんう。

明治やとゝとゝふゝの七月

近芳楼

稲田重蔵
大寄口吟
なんのそれ
大關和七郎
櫻田三ノ口ノ三

春の雪
鯉淵要人

義士
孝女
天縁を
結ぶ
外妾阿伊迦

關鉄之助
櫻田二八口八四

三月朔日
品川山崎
樓上ニ脱士
集會之図

春浦筆

櫻田二ヘンロノ五

春雪奇談近世櫻田紀聞巻之三

東京寄留　松村春輔編輯

第七回

茲ふ復佐野竹之助光明ら長岡村の集議果しより齋藤一德等の同志と別れ自ら宿所ふ皈り来て既ふ脱走仕さまくるりすに什麼せん路用の金の薄ければ詮方盡く其夜ハ止り夜もすがら路用を物せんと頻ふ思慮をぞ廻らしける[redacted]竹之助ハ這程も前黄門卿の小

姓役を勤仕せし身の高録ゐ在るゝ恁る大事の場合ゐ望を路用の金の准備なくしゝ僅の日數と知りつゝも一日茲ゐ脱國を計の後れしい何等の故ぞと尋ぬるゐ是より嚮竹之助が未ぞ幼年の頃父母共ゐ世を去りつるを父方の伯父佐野善左エ門とりゝ人竹之助を我家ゐ引取り養育做しつるうち竹之助も稍生身して十七歳の春黄門卿ゐ召出され始めて小姓役を勤たりしが素より單身なるとゝ當時も

伯父許同居ゐれむ衣食を始め何くとなく事皆伯父が裁判ゐゝ自由とゐ身ゐ任ゝざるゐ憑りこの度の事件を白地ゐ伯父ゐ談りて路用の金を受取らむやとも憶へども這る頑陋の老人ゐ聞む暴道の盟約抔と先恐愕く止むるなくん恁る時い蜜謀も漏て大事の障りあり免やせん角と夜もすがら當惑做して居たりしが漸くゐして分別定まり昨ぞ明やゝぬ夜の中を忍びゝ准備を做つるゝ竹之助が先祖なりける佐野下野守

が武田信玄の旗下なる折川中島の軍起り其役に當り佐野下野守が武功拔群なるを見て主君より拜領せしと謂傳へある二種の開い鎧小手當と三原政宗の銘刀一腰是なり這いさよき家の什寶なるべ常ふ伯父が家の倉庫に秘置を夜に紛れつゝ竊りに取出し二月十八日夜の明がゝる日頃知已る西浦濱の郷士何某が許ふ件の品を携へ来り主に對面し陳るやう這度明友の甲乙と談合仕し文武の執

行をあきまく欲ゝ既に今朝より歩立て京師のりさへ羅んと心計りの准備に果し路用の金の貯蓄乏しく是等を伯父に相談するべき思ひ發せし宿望も止めて故ち遣べうもなくされど更に當惑仕りぬ依りて主に使気を見込て怙ん一儀なり偖この鎧と一腰を累世傳来のものなり主も約莫い推しなるにん然いあるとも差莵る事実の急みに代がゝし依りて主に憑とやまり此内鎧のみを預けまわ

ら世學あり帰國せん日迫黄金三十五両借あり鴻恩須彌よりも高うるべしと他支おく怕むる主い竹之助が忠勇義膽壮士ふ稀ある氣節をも日屬頼母しくそゝ物何ぞ一議ふ逮ぶべく即時ふ黄金を拿出し竹之助ふ與へしかば歩歡びて別れを告げ彼の政宗の一刀を帶び小手當を旅包をふ収めて再び伯父が郎ふも皈らで開が隨冨津に到らんも先夜ふめて長岡までもと頻りふ

路次を急ぎけり偖て寢蓮田市五郎正實い十八人の其中ふて忠い素より身を碎き衆ふ秀でし働きあり亦その母ふ孝順なる人能くまもる逮ばんや市五郎い兄弟三個ふて二名い姉なり市五郎と姉とい年の程も違ひありて第一の姉い市五郎いなる幼年の頃同列の士ふて金町とふ所ふ住める何某が許ふ嫁入りせしと第二の姉いまだ残り居て市五郎と共ふ老母に仕へし由なり市五郎い長岡より皈り来り

只余呼繹ヨ謂繕ラ人発足ゐさんとしてけるを老母ゑ
這度の宿望を粗推察や俄ーたりけん市五郎ゑ既ヨ
准備もゐ〜果て老母ゲ居間まいさり先程申上ー
ゆり只今ようゑ江戸表へ同列の者と罷出はーて彼
地の要用斤附け序次速ろヨ帰國仕ゐ覚悟でゆ
座り外れど亦要支の趣きまより尠ーい日數も
相苑るゐも計りゲ〜く母さゑふいいまゲ餘寒も
烈ーけまび隨分ともみおん身と御大切ヨ市五郎

ゲ無支で歸宅の折とまの待あいれかし卒同行
の者の長岡みく待詫らめどく立苑らんとしく
けると老母ハ日々と喚留ゐ市五郎ヨ這度ハ餘り火
急みく旅立支度も心ゐ〜ゑ卒や老母ゲ心ゑろう
の鳧向せんゐ黒羽二重の小袖壱ハと小判三枚
を市五郎ゲ前ヨ出ーけまゲ市五郎ハ押頂き躾て
件の小袖を下着と做ー母と姉とヨ別きを告げ長
岡さーて趣きーゲ後市五郎ハ櫻田ヨて本意を

佐野光明
夜伯父の
邸内を
脱せ

遂げ自訴して幕府より本多修理之助に預け中老母と
姉に送りし文章ばかり因よりて左に録せり這の文
章にて見る時は正實に忠孝両全の君子にて尋く得
がたき名臣なり本詩歌共に秀句多し這を録せば後
巻に譲りつべし

蓮田市五郎が母に送りし文章の真寫

一筆申上ゆきのはやくてさぶきのぶゆ
こうり初霜の後寒清母さま様御ごき揺

ぎんまくにて結構なる
事なり扨私ども出月之は結構因志之者新
合指八人中合を御大老井伊掃部頭を討為
被れなる御老中脇坂殿に自訴に及び
門家へ引渡ケ相成同九日本多修理之助殿江
御引渡ケ御仕り今日迄日延送り中花
る在る通り井伊家を矢下の奸臣なりて御家
猥文仇歌なり一昨年より出家臣安島帯刀さま

茅振先生を始として有名の人々むじつの罪
なく死罪に行はれ或いは苦心法令せつ復仕り
或は獄中にて狂死中に或いは紀孟へ流され
者等出来しかく井伊家の所為なるに天下
の御為公義私義討幕加担中望を達し候毀
々まつまげ成る義方とはいえ残酷の
事情の働きなきに人々多り申さめ哀れ
なる哉い者結かと武士同士で三寸武士何

毒々今い平無仕候ゆえませんさくなりとく
きまりの上近は仕無を達るの事多く二十八
年結御御恩奉報ひまつり先生ふ孝い
如何拙ぞん上様方世之路入候
義を申述る事ゆえ何卒くはゆるし下さる
ゆう新之月の法令の上成動考仕
御母之義ゆえ御家国果ちるれい方い世間ふい余り
仕事多ゆえ御父様御

近ごろ大事なる法けふかけ〳〵なるものと考へ
出るものなるの故なり切り拔ぎ其婦さを
を死奪されたり拔ぎ私と思ひ百日一生紙に書
し拔ぎ外みて雪義と書き之を返し
考へ居る人は一命はかぎりなものと知べし
中陰死ぬべき時に生るべきなり生屋き時死も亦
ものと知べ私拔ぎ立ち水佛家にやさべ前世結
約束のものなれば所縁天命とものみを

別ち

拔ぎ立ち書家されまくして人間の一命ぞ
拔ぎるものなり其義昨十月中大病
お拔ぎ若お果ぬ此度一事を出るの能ず
病死去るとり立ち者死去りて本望ぬ
却る御心ぬきり拔ぎ且人間世界事なきを
ぬきとり拔ぎ只のみ此ぬきり免のほど
られくも稀ぬ上り
一百婦さを中上ぬ是迄海山を楽とかの有

がくなんとすれ一生の間まいりて恩返し
一の仕と生涯孝を尽すべし不孝にそむき忘れ
まく初めひ無ざる所然級を相かなうもの
る所なく所を知る和尚上いと丈夫を
第一に母さまの事大切と思ひ和義を母さまを
ふり捨て無うまりゆく不孝の上なる不孝を重和
中沢毎こふ伺をものあと仕獲立せて遠山家
是も和の為なれば君社為世為なれば是非

ものと思ひ分と思ひかぶれ是より別れんを
遠山母さまと和の為まで孝行仕度仕下れば
たとひ和いかなりて苦難より出れい中上
出婦さまの是迄出えんづき拾がさぶらふ只今
いかもうまる拾と敬切出母さまをば出婦きやうが
出ばかりなれば母さまをばとせんぐよりの宝ものと
孝ものこれぐれ出母さまの出ものけり出大
切と所なり

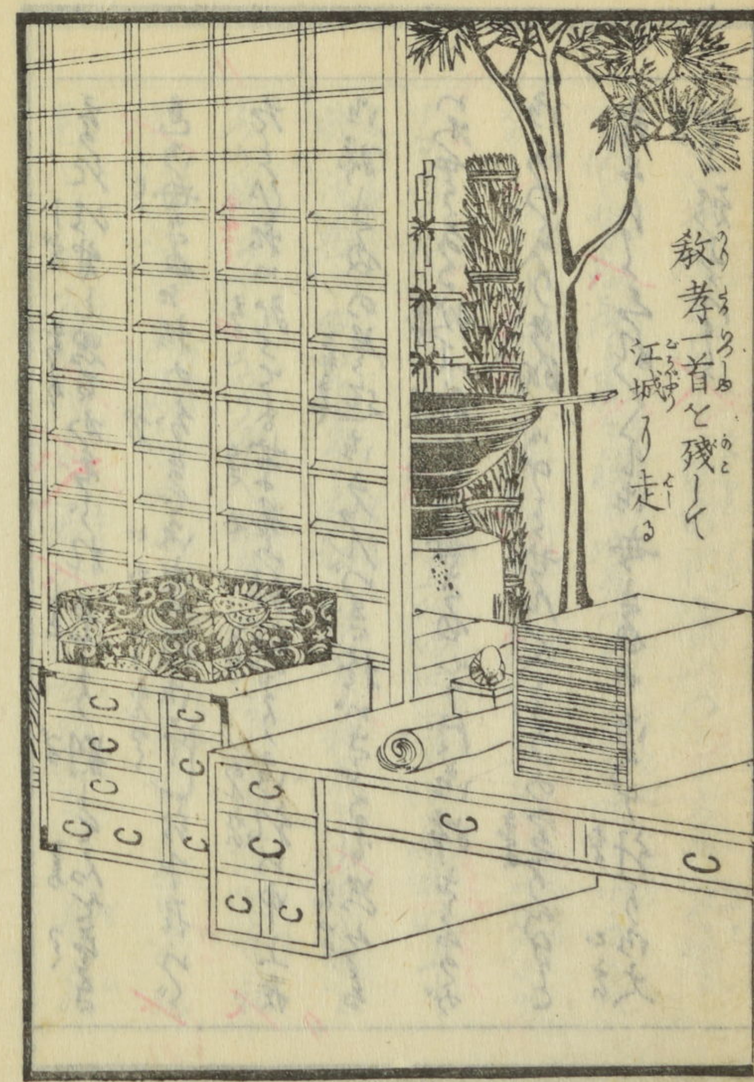
教孝一首と残して
江城を走る

武士の
多代姫の
身をいたき
家を捨て
多代姫あり

一金所法師さま（中ゝて）私かゆう成行哀ゝ法然願乃
ゆゑと申事ゝ私乃ゆゑ御きゝめ程ゞ乃母さまと
ほゝ大切ゝ御さ迯ゝのゝ下ゝ子供等い能ゆゑゞゝ程さる
あゝくゆきゝ紙ゝ筆ゞ度見ゝゆゝく御恩ゆゝ二度
ほゞ書初免ゝ書ゝ乃ゝ義後ゝ御ゝ出ゝ
中ゝ法母さま（乃）礼ゝ以ゝ出ゝ元ゝ中ゝ終ゝ
ゝゝ法ゝ多辞ゝ迯ゝ不ゝ知ゝ第一乃故
ゝゝ御願ゝ申ゝ乃ゝ法ゝ様ゝ

中ゝ後ゝ乃ゝ御ゝ法ゝ様ゝ第ゝ乃ゝ
かゝゝ五人目成ゝ乃ゝ位ゝゆゝく御恩ゝ乃ゝ
ゝゝく法ゝ乃ゝ元ゝ中ゝ様ゝ生ゝ乃ゝ上
申宣之月朔日

御母上さま　　蓮田市五郎

西方様さま
ゝ元ゝ乃ゝ
御ゝ世話ゝ法ゝ様ゝ五ゝ命ゝ

玉川先生まるば仏を生実深き人中志
加才にいろ〳〵られ以司命丸〳〵部ハ金拾六両
幸安武朱を内拾弐両靖原中ハ残り四両
余りハ先方江出金合五〆ろ敬以ハ其外
石上村冨深光花と中ものゝ金三拾両
貸金百兵ハ終本春花と中人坊寛花
飯妻の外まく番組ハ先志味拾弐〆ハ
以相続拾ばさ見ハ永迄〆ろ敬以

右ハ掲し外ハも一書ハ書ハ大同小異あるとハて数ハ省ハ

第八回

茲に復金子孫次郎教孝ハ去年の冬まゝ南郡の奉行
を勤役せしハ什麼ある仔細ハやありけん退役ハ後
ハ城内ハて長屋ハ借りて這ハ假住居を做し居たり
しかるハ教孝ハ長岡ハて集議畢ると開ゲ仏ハ
路用の金と旅の准備をせんものと我家をさゝく

皈りしかど長屋住居の綽あるを女房に這度の一挙を語るゑ壁ゑ一重なる隣家ゑ漏んも怕れ乃ち什麼せまじと思ひしかど呼詮大事を漏さんより謂偽作るも可あらんと漸く思按も決意るを妻ゑ向ひて吟ける由う這度餘義なき事件発りて既ゑ今般より盟約のもの数十名江戸表ゑ罷りけるを往復俱ゑ一月計りも莞りつべし素より留守を能護り皈り来む日を待まを宜けまと言辞尠るゑ吟捨を速旅立の准

備を做し奥の一間ゑまうり障子に一首の和歌を録しを表の方へ走りしかど女房ゑ綽の至急なる故何とゑ間も在らばまを隨分撫支ゑ御皈りを一日も早くとゑさん背ろゑ听ゑ裁竈陸續長屋を去過を影姿だに見えずなりしかど女房ゑ跡ゑ只獨り忙然とを見ゑる方の奥の障子ゑ数行の文字なり這を何人の態なるかと立寄りゑるを這ゑ什麼家夫教孝の揮毫なりければ再び驚き読く

すふ

國をおもひ家をも捨て武士の名を

惜しむ身をも惜しまじ

辭世と一首の和歌ふ意を悟るを再び家ふい故りたる

つぬ夫の意にあり候ら夫と始めふ推察まで謂も

考へべし聞ともなりうん、その管無くも別れし綜の

哀しやと涙どの雨のやる瀬なく泣き伏しを正体な

く暫時をたちも起きざりけり偖く亦金子孫次郎い

開の隨路次を急ぎつ長岡の方へと至りしくむ長岡

村の傍示ふく黒澤忠三郎ふ出會けるを是より二個

を打連立ち行綜僅二町計り夫より鄕ふ暗の夜を頻

ふ足を速めつ向ふ方ふ行者あり誰と二個い皆裏よ

り夜日ふも篤と見てけるを佐野竹之助なりけるより

先到方も同盟の人なりけるを是よりを三個一所ふ武

藏路を急ぎて江戸ふ来到しの二月廿六日なり然るに

當地を浪人体の者らしんを猶更ふ一泊としも嚴重

十八士ノ姓名 近代史畧等ニ誤編多シ今文運同人遠書ヨリシテ其正キヲ録ス

み忌憚うゝ旅篭屋等を容易に昔げみ氣色ゐゝ紛ひ
彼の三個を因し果て聊ありける知己と特に駒笹庁町
とゝ輿る所の旅人宿屋と漸やくに假りの旅宿し做し
たりけり茲ふまゝと齋藤監物一德を同日靜村を発足し
て上総の冨津に到着ゐ同盟の来會を待ち受ける
然るに廿日の夜より序次ゐ冨津に来集せし其人々
ゐ大関和七郎。蓮田市五郎。森五六郎。杉山弥一郎。森
山繁之助。山口辰之助。廣岡子之次郎。増子浩三郎。廣
木松之助。鯉淵要人。稲田重蔵。岡部千十郎。海後磋
磯之助。高橋多一郎。同荘左エ門の十五人ゐ廿日より廿
五日まゝゐ日を追つゝ富津の港ゐ来會まるゐぞ其の
夜一艘の小舟を借受け順風ゐ本帆うち苑け矢を
射る如くゐ走るかゞ其の朝に戒藏の國品川の浦ゐ
着岸せり奚より十五人の面々ゐ或ひゐ知己の許に
便り或ひゐ親屬の家ゐ到りて潛伏し隔日毎ゐ奚何
呼と呼を定めず集會做し蜜ゐ元老中將の館の出

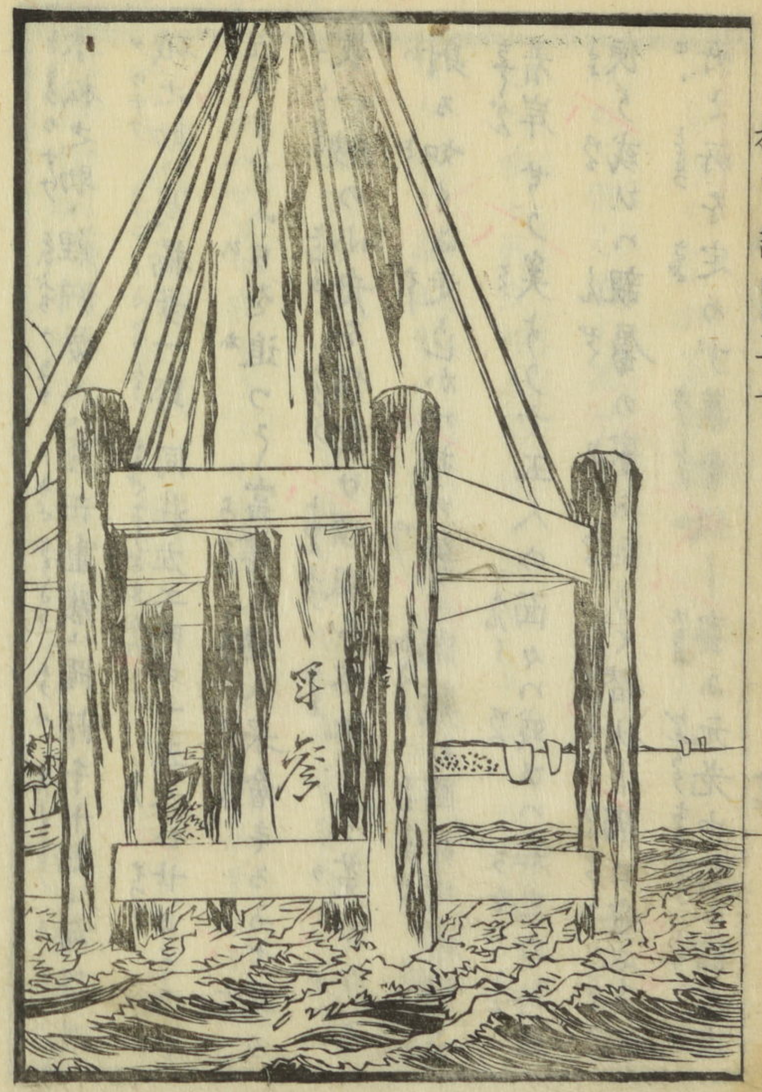

這の図い水府の脱士
十五名上総國冨津を出帆
しく東武品川へ着岸のさ為まう
編者春輔當時の吏ゑどを思ひ
合せく一首の吟ったり録して
再工ゞ深景を補さんと
袖ゞ浦の懐舊
くりいくりこそ
ちのもの色濃の名乃
袖さこのけ夏ん
春の彩は有

入何くとなく千辛萬苦と心を碎き探索をなん做
したりけり恁りし程ふ駒籠庁町ふ潛伏ありける佗
野竹之助。黒澤忠三郎。金子孫次郎。の三個も潛ひく
に櫻田御門の邊りを徘徊る彦根郎のやうすを窺
ひけるが或日廿七日佐野竹之助を例の如く櫻田御門と
赤過ぎ霞が関の方へ渉を行ふ途中ふて齋藤監物
ふ行逢ーうむ夫より二個い連だちて道すがらハ十
餘人の内變心せーりの爰人數なりて遂ふ志を鍜石

の如くし誓を護る者ハ足下等三個を除くの外僅ら
十五名なり這を今諸々ふ潛居るよりを結りけるべ竹
之助を大いふ怕き人皆命ハ惜きものなる俱ふ大事を
同盟なし其實ふ到らずして反腹するの不届
者等を實ふ是人面獸心なり恁る未練の腰拔け武
士ハ幾人居るとも其甲斐なく還而大事ハ做し難し
小勢を敵の用心も等閑なるより味方ふ利あり是し
も儲けぬ好機會天の補を得たりと謂べし齋藤尊

慮を什麼ぞとうち私語び一德も佐野ゞ述たる奮強
義膽を只管感ト て止ざりけり 恁く這の日い二個とも人
目を憚る故をうく 數數屋河岸すぐ同行 一互ふ 僭
居と知らし置きつゝ南うへる齋藤一德。佐野い北地へと
別まりつゝ這ふ復江戸 ~~東京~~ 麻布拾番屋敷ふ 釵術指南
の堂場を開業たる薩州の浪士まく 有村治左エ門と
うへる猛者つゝ這を島津家の藩士有村隼人ゞ次
男にしを家兄を雄之助とゝ家父隼人の故人とな
りよる雄之助其家錄を襲仕へく島津家ふあり母い水府の
藩鶏飼吉左エ門ゞ親属なりしゞ母も當時を死去りし
ゝ 恁うし程ふ佐野竹之助金子孫次郎 黒澤忠三郎 の
三名を兼而有村治左エ門と交りつゝて義俠の壯士なる
と知るりのから彼の有村を訪誠ゝ序次よりゝゞ宿志と語
り而して助けとゝうへく廿八日の朝駒籠の庁町を辭び
出ゞ麻布拾番屋敷ふ住居たる薩州の浪士有村治左エ
門ゞ許ふ来り玄関ふ音信けをゝ応と答へて立出るを有

村が奴隷源助とゝ人るものゝしみ彼の三個い名簿と取出て述るゆゝ我等支ハ這度主用ゐ為り出府做したり上げ今日しも漸く閑暇を得さるを倖ひゐ先醒と尋参せんため推参致ゝ由御執達ゆゝべしと演舌と述しゝが奴隷の源助开が儘に奥の方へと走り入り程ゝく三個ゐ答るゆゝ主人在宿ゐ候ゐ此方へ御通りゆゝべしと案内を做しゝ客間ゐ到るゐ主人治左工門も立出て時候の挨拶慇懃ゐ互ゐ訪尋をつゝて漸雑談の遠ぶ頃主人い

儲ゝる酒肴の饗應献酬再度ゐ到ゝるが賓主互ゐ吐露を慷慨憤怒の勇談義話ゐ時分いゝと金子教孝主人ゐ對しを談るゆゝ近頃幕府御幼君ゐ在ませが繹皆執政等が臆断ゐ非ぎと謂事なく就中去年七月前の大樹薨去の砌より嗣君の評議を做すゐ遠び畏憂くも朝廷ゝりい一橋卿まそ恁る時勢ゐ當りても其機ゐ堪る器ゝを是をして嗣君ゐ做さーめよと内慮のあゝり茲壱個井伊中将が慕断ゐ任せ紀伊の菊千代を西の

城ふ養ひ取りて畢竟渠ら遠謀ふ〻政事を恣ふせんく欲たき逆心なり亦〻に我老侯景山を始め尾州越前土佐伊達の諸侯を蟄居し一橋卿の登城を禁じ其餘朝旨を奉ず刑部卿を嗣君ふ做さんと欲したる佐倉上田の兩閣老石河永郷の參政より奥醫師ふ吏ふ至るまで百有餘名の役儀を放し或る是を禁錮せりと語をば黒澤代り〻云加のごとくずず罪も無き天下の有志を捕縛做し叩ふ刑も大逆賊佐野を怒れる聲を主人吹ぎ

や夫のごとく朝旨と矯めて外國と通信交易取結び賄賂と貪り私怨とのく人を害する直弼を其侭捨置大老の座列ふ置ぐ皇國ふ遂ふ夷国の術中に陷り渠が奴隷の如くなるん我等今滿天下憶兆の民ふ代り井伊大老を屠らんと頻ふ苦慮を廻らせども渠ふ名ふ員ふ大敵る容易ふ縡を做しがたきと奮議を有村ら俱ふ怒顔を顯して金子其餘ふ答るやう諸君の論説局めて妙今直弼を屠戮做さずば天下の人民彌困るしみ

日本外史

三士
有村を
訪ふく志と
同じく

朝威を益々地に陷べし拙子も直弼に恨を懷くを常に宿怨を散ぜんと願ふ時節漸く到来せり諸君盟約を同ふ為め俱に直弼を討取べしと勇氣堂々として答へ三個の人を看合せて這い愉快なり有村主我等素より始めより討老の意を決して國を脱して這地に僭を敵地の容須子を伺ふ附ては同盟の者十有餘名諸所に僭伏して是等の事とも知しめんと語るに有村終に肝要の一議あまたの餘り出入を強して他見を憚る怕かり諸君一同集會せんと江戸町中に宜しうして倖ひ品川新宿に我等積年の得意なり其家業に茶屋なれども忌憚に振るの恐れなしと彼所を借て集會せん期日を三月朔日とすれば佳かるべし是等の趣き其日までに各内達ありて且討取るべき當日に来月三日登城の折と半聞つる金子教孝先醒只今仰の如く我等國許にて會議の節も三月三日の登城を待て約莫を決しかりし今亦這に暗合するも眼の馮る所同一なり奇なりと祈へ

たり。恁て復有村い三個ふ談ぜるゆう拙者い諸彦の知る
如く島津邸の愚兄雄之助にも件の趣き語り冥せん左手
わぞ愚兄も兼而より聊慷慨の志あるとゞ復拙策の補け
もからんと弁い兎も角も諸彦ふい手秩あるとゞも今晩ゝ
強て一夜と明しあらぐ夜更語り侍るらあこゝふ中春の日
なゞらも早黄昏ふ成りぬるいざタ饌を参まべしと是よ
り四個い喰事傲しゝ奴隷の源助唯壹個厨屋のこの残
片附るる折しゝ主人ゝ燈火を黙下抔ゝ素の所ふ田座

せり。恁て有村治左エ門ゝ彼三個ふ談りし如く兄雄之助
ゞ許ふ到り件の一舉と談ぜんと支度も既ふ傲去しかを
金子教孝召すゆう先醒即ふ御舎兄を尋祝ゆゝ我等ゞ
這度の趣意書あり是をしも携へゝ人と懐より取出す一
書い嚮ふ長岡村ゝ齋藤一徳ゝ文作せし井伊掃部頭
と討戮の場ふ臨ゝ各懐中ふ傲さんと認ゝ持し事件の趣
意書卒とく教孝投出せゞ治左エ門い受取ゝ手速く開
封ゝ讀誦す其文ふハ

一外夷浦賀ヘ入湊以来征夷府ニ於テハ時勢ヲ變革シ武備ヲ嚴ニシ直チニ膺懲ノ師ヲ起シ皇國ノ盛威ヲ振張做スベキノ職務ニ在リナガラ當時ノ有志等專右ヲ口實トシテ一時憶安畏戰ノ情ヨリ渠ガ虚喝ノ勢焔ニ恐怖シ交易和親登城拝謁ヲモ差シ許シ條約ヲ結ビ踏繪ヲ廢シ邪教ヲ信ジ叨ニ外夷ニ地ヲ裂テ貸ス實ニ神國古来ノ聖典ヲ穢シ國体ヲ辱シメ祖宗ノ明訓孫謀ニ戻ルノミナラズ勅許モ得ズシテ斯ノ如キノ政ヲ做スハ天朝ヲ蔑視為ルヨリ起ル是皆大老井伊直弼ガ致ス所ノ者ナリ

一将軍家御幼年成ルニ馮リ自己ノ權威ヲ振ヒ公論公議ヲ忌憚シ天朝幕府ヲ補ントスル親藩或ハ公卿或ハ諸侯其他譜代ニ至ルマデ我意ニ應ゼザル者ハ退陰又ハ禁錮ス故ニ外夷ハ彌跋扈シ内憂外患且タニ迫リ皇國ノ存亡近キニ在ラント恐レ

冬クモ　震慮ヲ悩サセラレ之ニ依テ　朝庭ニハ
内國治平公武合體シ彌昇久ノ基ヒヲ立為ラレ外
夷ノ侮リヲ請ザルヨウ撓バサレ度トノ　叡慮ニ
テ嚮ニハ水戸矣ニ内　旨ヲ下シ賜リヲ幕吏等
遮リテ強テ内　旨ヲ朝廷ニ返サシメ亦這事ニ関
係在リシ粟田宮及ビ三公ヲモ或ヒハ落飾或ヒハ
幽閉做シ甚ダ敷ニ至リテハ廢帝ノ説ヲ唱ヘ既
ニ禍ヲ釀ント欲ス豈天下ノ國賊ナラズシテ何ゾ